

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

5-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方

宇佐市の象徴的景観要素となっている建造物や、広く市民に親しまれ、愛されている建造物、その外観の形態意匠が伝統的な街並み形成に重要な役割を果たしている建造物、宇佐市のまちづくりにおいて模範・指標となるデザインの価値のある建造物は、その建築年代や学術的価値を問わず、良好な景観の形成に資する優れた外観を有する建造物として、除去されたり外観が変更されることがないように、景観法第8条第2項第3号の規定に基づき景観重要建造物の指定方針（基準）を定め、その指定に取り組みます。

なお、国宝や重要文化財など文化財保護法に基づいて指定されている建造物は、文化財保護法が景観法より厳しい規制を行っており、景観法第19条第3項の規定によって景観重要建造物の適用除外としますが、任意条例に基づき県や市が指定する文化財や、文化財保護法に基づき登録されている登録有形文化財については、景観重要建造物の適用対象とします。

【宇佐市内の文化財（建造物）】

国宝	宇佐神宮本殿
重要文化財	龍岩寺奥院礼堂／善光寺本堂
県指定文化財	鳥居橋／御沓橋／北辰神社／高倉／西大門／南中楼門／呉橋／八幡鳥居／とくしん橋／四日市別院（東本願寺）山門
市指定文化財	佐田神社両部鳥居／若宮社楼門／今井橋／古荘家住宅／打上橋／西光寺橋／荒瀬橋／富士見橋／一の橋／分寺橋／久地橋／飯塚橋／宮の瀬橋／御飯屋橋／旧桂懸井手の水路橋／教覚寺経蔵
国登録有形文化財	両合川橋／橋詰水路橋／鷹岩橋／中島橋／水雲橋／念仏橋／櫛野橋／真宗大谷派四日市別院本堂・経蔵・太鼓楼・土塀及び石垣・石橋及び水路石垣

【景観重要建造物の指定の基準】

道路その他の公共の場所から容易に望見できることができる以下に示す要件に該当する建造物について、その形態意匠の重要性や保存状態、所有者の意向の調査を行い、建築や歴史、文化財等の専門家の意見を踏まえ、景観重要建造物への指定を進めていきます。

- 宇佐市や地域の自然、歴史、文化、生活の特性が具体化されたもの、または、宇佐市や地域の歴史、文化の醸成に影響を与えたもので、現在もその意匠的価値が高いと判断される建造物
- 宇佐市や地域にとって重要な存在であり、景観を形成する上で象徴となる建造物
- デザインの優れ、市民に親しまれ、愛されている建造物
- 登録有形文化財のうち、戦前に建築されたもので、建造当時の外観からの変更が少なく、造形的な規範となっていて、再現が容易でない建造物

5-2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方

学術的価値に関係なく、外観に優れ、良好な景観を形成する要素となり、宇佐市や地域の自然、歴史、文化、生活の風景として、市民や地域住民のイメージの中に定着し親しまれている樹木については、伐採されたり、外観が変更されることで地域全体の景観が損なわれることがないように、景観法第8条第2項第3号の規定に基づき景観重要樹木の指定方針(基準)を定め、その保護に努めます。

なお、宇佐神宮の森など、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に指定されている樹木は、景観法より厳しい規制の対象となっており、景観法第28条第3項の規定によって景観重要樹木の適用除外となります。

【宇佐市内の文化財（史跡名勝天然記念物）】

史跡	宇佐神宮境内／葛原古墳／四日市横穴群／川部・高森古墳群／法鏡寺廃寺跡
名勝	名勝耶馬溪(高野堂の景／仙岩山の景／龍泉寺の滝の景／仙ノ岩の景／東椎屋の滝の景／西椎屋の滝の景／地蔵峠の景)
天然記念物	宇佐神宮社叢

【景観重要樹木の指定の基準】

道路その他の公共の場所から容易に望見ことができ、その重要性や保存状態、個人の所有する樹木の場合は所有者や地権者の意向の調査を行い、専門家の意見を踏まえて、景観重要樹木への指定を進めていきます。

- 地域の従来からの樹種であり、自然の造形として高い価値が認められる樹木
- 個人または団体による取り組みによって、その樹容に高い価値が認められる樹木
- 地域における象徴となっている樹木
- 多くの市民が、その存在を知っている樹木